

請 負 契 約 書 (案)

請負件名 沼津工業高等専門学校 Web サイトリニューアル作業請負業務 一式
請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 独立行政法人国立高等専門学校機構 沼津工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 縣 猛男 と 受注者 との間において、上記件名の業務(以下「業務」という。)について、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 受注者は、発注者の仕様書及び受注者が提出した企画提案書に基づき業務を行うものとする。

第2条 契約期間は、契約締結日から令和3年3月25日までとする。

第3条 受注者は、業務完了後、完了報告書を沼津工業高等専門学校総務課用度係に提出し、履行の確認検査を受けるものとする。

第4条 受注者は、業務完了後、代金請求書を沼津工業高等専門学校総務課用度係に送付するものとする。

第5条 請負代金は、検査後、適正な請求書を受理した日から60日以内に1回に支払うものとする。

第6条 契約保証金は免除する。

第7条 受注者の責に帰すべき事由により、発注者及び第三者に与えた損害は、受注者の責任においてこれを賠償するものとする。ただし、天災その他不可抗力により受注者の責に期し難いと認められる場合はこの限りではない。

第8条 受注者はこの業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

第9条 発注者は、受注者が業務中に被った損害については一切その責を負わないものとする。

第10条 発注者は、次の各号に該当する事由が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。
- (3) 受注者が、この契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。
- (4) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

2 前項により契約を解除する場合には、発注者は受注者に対し契約解除の理由を記載した書面により通告するものとする。

第 11 条 成果物に関する所有権及び著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、発注者の請負代金支払完了時に受注者から発注者に移転するものとする。

第 12 条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一つに該当するときは、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 19 条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令又は同法第 50 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受注者が同法第 19 条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りではない。

二 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 受注者（受注者が法人の場合であっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 9 条の 3 又は独占禁止法第 8 条第 1 項若しくは第 9 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 受注者は、この契約に関して、第 1 項の各号の一つに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

第 13 条 発注者は、受注者が前条各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

第 14 条 受注者は、業務上知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏洩あるいは他の目的に利用してはならない。また、本契約が満了又は解除された場合においても同様とする。

第 15 条 受注者は、この業務の履行において発注者から提供された原資料及び関係書類は、業務完了後、速やかに発注者の指示に従って返却、廃棄又は消去するものとする。

第 16 条 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱業務契約遵守事項」を遵守しなければならない。

第 17 条 この契約期間において、業務遂行中やむを得ない事由により契約内容の変更を要する場合は、発注者・受注者間において協議してこれを変更できるものとする。

第 18 条 この契約についての必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構が定めた契約事務取扱規則によるものとする。

第 19 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者・受注者間において協議して定めるものとする。

第 20 条 この契約において紛争が生じ、双方の協議により解決しないときの訴えの管轄は、沼津工業高等専門学校所在地を管轄区域とする静岡地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、発注者、受注者は次に記名し印を押すものとする。
なお、この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 静岡県沼津市大岡 3 6 0 0
独立行政法人国立高等専門学校機構
沼津工業高等専門学校
契約担当役 事務部長 縣 猛男

受注者